

改正

平成28年5月16日28世保認調第197号

平成29年2月27日28世保認調第1252号

平成29年9月15日29世保認調第458号

平成30年2月26日29世保認調第1197号

平成30年3月30日29世保認調第1436号

令和元年6月28日31世保認調第310号

令和2年3月27日31世保認調第1467号

令和3年3月31日2世保認調第1906号

世田谷区保育士等キャリアアップ補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、認可保育所等に勤務し、又は家庭的保育事業等に従事する保育士等により高い専門知識及び能力を身に付けさせるための取組みを支援し、保育の質の向上を図るために交付する世田谷区保育士等キャリアアップ補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(通則)

第2条 補助金の交付については、この要綱に定めるもののほか、次に掲げる条例及び規則の定めるところによる。

- (1) 世田谷区補助金交付規則（昭和57年5月世田谷区規則第38号）
- (2) 社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例（昭和58年3月世田谷区条例第18号。附則第2条において「条例」という。）
- (3) 社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則（昭和58年4月世田谷区規則第21号。附則第2条において「規則」という。）

(定義)

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 認可保育所 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所（東京都保育士等キャリアアップ補助金の交付要綱（平成27年3月16日福保子保第2960号）の交付対象施設を除く。）をいう。

- (2) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。
- (3) 家庭的保育事業 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。
- (4) 小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。
- (5) 居宅訪問型保育事業 児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。
- (6) 事業所内保育事業 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。
- (7) 認証保育所 東京都認証保育所事業実施要綱（平成13年5月7日福子推第1157号）に規定する東京都認証保育所（東京都認定こども園の認定要件に関する条例（平成18年東京都条例第174号）第3条第1号に規定する幼稚園型認定こども園を構成する認証保育所及び地方裁量型認定こども園（同条第3号の規定により認定を受けた認証保育所をいう。）を除く。）をいう。
- (8) 定期利用保育事業 東京都一時預かり事業・定期利用保育事業実施要綱（平成22年8月2日福保子保第910号）第3の2(2)ウ又はエの規定に基づき実施する定期利用保育事業をいう。
- (9) 一時預かり事業（緊急一時預かり） 東京都一時預かり事業実施要綱（平成27年7月27日付27福保子保第507号）4(1)、(3)及び(4)の規定に基づき実施する緊急一時預かり（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園並びに第1号、第2号及び第7号に掲げる施設又は第3号から第6号までに掲げる事業を実施する施設において実施するものを除く。）をいう。
- (10) 定期利用保育事業等 定期利用保育事業及び一時預かり事業（緊急一時預かり）をいう。
- (11) 病児・病後児保育事業 世田谷区病児・病後児保育事業実施要綱（平成7年9月29日7世保育発第168号）第1条に規定する事業をいう。
- (12) 従業員枠 事業所内保育事業において次に掲げる者の監護する乳児又は幼児の保育を行うことをいう。
- ア 当該事業所内保育事業を行う事業主が雇用する労働者
 - イ 当該事業所内保育事業を行う事業主団体の構成員である事業主が雇用する労働者
 - ウ 当該事業所内保育事業を行う共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）の構成員
- (13) 保育士等 認可保育所、認定こども園若しくは認証保育所に勤務し、又は家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、定期利用保育事業、一時預かり事業（緊急一時預かり）若しくは病児・病後児保育事業に従事する常勤又は非常勤の保育士その他の職員（運営主体の役員等を兼務している職員を含む。）をいう。

(補助金の交付の対象となる事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、保育士等に支払う賃金（退職手当、残業手当及び通勤手当等を除く。以下同じ。）の額を次の各号に掲げる施設又は事業に応じ、当該各号に定める賃金水準（補助金の交付を受けようとする年度の保育士等について雇用形態、職種、勤続年数、職責等が補助金の当該年度と同等の条件の下で、特定の年度に適用されていた賃金の算定方法により算定される賃金の水準をいう。以下同じ。）に対して改善することとする。

(1) 認可保育所（次号に該当するものを除く。）、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業 施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱについて（令和2年7月30日府子本第761号・2文科初第643号・子発0730第2号内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省子ども家庭局長通知、以下「国処遇改善等加算通知」という。）第4の2(1)キに定める賃金水準。ただし、国処遇改善等加算通知第4の2(2)イに定める賃金改善等実績総額を除く。

(2) 認証保育所、定期利用保育事業等又は病児・病後児保育事業 補助金の交付を受けようとする年度の前年度の賃金水準（補助金による賃金を除き、当該年度に施設又は事業所がない場合にあつては、その地域又は同一の設置者若しくは事業者における当該年度の賃金水準との均衡が図られていると認められる賃金水準）

(補助金の交付を受けられることができる者)

第5条 補助金の交付を受けられることができる者は、確認を受け、区内において運営する認可保育所若しくは認定こども園、区内において行う家庭的保育事業、小規模保育事業若しくは事業所内保育事業（従業員枠を除く。）又は都内において行い、かつ、区民が利用する居宅訪問型保育事業若しくは事業所内保育事業（従業員枠に限る。）について補助事業を行う者とする。

2 前項に定めるもののほか、区内において運営する認証保育所又は区内において行う定期利用保育事業等若しくは病児・病後児保育事業について補助事業を行う者を補助金の交付を受けられることができる者とする。

3 前2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、補助金の交付を受けられないものとする。

(1) 暴力団（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号。次号において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である者

(2) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等

(暴力団、暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。)に該当する者があるもの

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、補助金の一部又は全部の交付を受けることができないものとする。ただし、区長が相当と認めるときは、この限りでない。

(1) 児童福祉法若しくは社会福祉法(昭和26年法律第45号)又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反した者

(2) 社会福祉法その他の法律の規定に基づき国の行政機関の長及び地方公共団体の長が実施する指導検査における行政指導(文書による指導に限る。以下同じ。)について、度重なる指導にもかかわらず、改善しないもの又は改善の見込みがないもの

(補助金の交付額)

第6条 補助金の交付額は、補助事業に要する経費(社会保険料等法定福利費の事業主負担分を含む。)の額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、別表第1に定める基準額を上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成27年3月31日内閣府告示第49号)第1条第18号に規定する賃金改善要件分の助成を受けている場合又は世田谷区保育士等処遇改善助成金交付要綱(平成28年10月1日28世保育第1169号)の規定に基づき世田谷区保育士等処遇改善助成金の交付を受けている場合にあつては、当該助成に係る額及び世田谷区保育士等処遇改善助成金の額は、補助金の交付額から除くものとする。

3 補助金の交付額の総額は、予算の定める額を限度とする。

(補助金の交付申請)

第7条 区長は、補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)に世田谷区保育士等キャリアアップ補助金交付申請書(第1号様式。次条において「申請書」という。)に必要な書類を添付して、区長の定める期日までに提出させるものとする。

(交付の決定及び通知)

第8条 区長は、申請書の提出があつた場合は、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付を決定したときは、決定した内容及びこれに付けた条件を世田谷区保育士等キャリアアップ補助金交付決定通知書(第2号様式)により、補助金の不交付を決定したときは、その旨を世田谷区保育士等キャリアアップ補助金不交付決定通知書(第3号様式)により、

申請者に速やかに通知するものとする。

- 2 区長は、補助金の交付が暴力団の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるときは、補助金の交付を決定してはならない。

(交付の決定の条件)

第9条 区長は、前条第1項の規定による交付の決定に別表第3に定める条件を付けるものとする。

(補助金の交付請求)

第10条 区長は、第8条第1項の規定による交付の決定をしたときは、同項の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に世田谷区保育士等キャリアアップ補助金交付請求書（第4号様式。次項において「請求書」という。）を半期ごとに区長の定める期日までに提出させるものとする。

- 2 区長は、請求書の提出があったときは、当該請求書に係る補助金を速やかにそれぞれ支払うものとする。ただし、請求に係る補助金の額と第15条の規定により報告させた実績に基づき算出した補助金の額が同額でないときは、下半期に支払う補助金の額をその過不足額を調整した後の額とすることができるものとする。

(補助事業の変更等の承認)

第11条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該補助事業者に世田谷区保育士等キャリアアップ補助金補助事業変更・中止・廃止承認申請書（第5号様式）によりあらかじめその承認に係る申請をさせなければならない。ただし、第1号及び第2号に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

(1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

- 2 区長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、補助事業の変更又は中止若しくは廃止を承認したときは、その旨を世田谷区保育士等キャリアアップ補助金補助事業変更・中止・廃止承認書（第6号様式）により当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

(事故報告)

第12条 区長は、補助事業の遂行が困難となった場合には、補助事業者にその理由及び状況を世田谷区保育士等キャリアアップ補助金補助事業事故報告書（第7号様式）により速やかに報告させなければならない。

- 2 区長は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかにその状況を調査し、補助事業者に対

して書面により適切な指示をしなければならない。

(状況報告)

第13条 区長は、必要があると認めるときは、補助事業者に世田谷区保育士等キャリアアップ補助金補助事業実施状況報告書（第8号様式）により、補助事業の遂行の状況を報告させるものとする。

(遂行命令等)

第14条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査、補助事業者が提出する報告書等により補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該補助事業者に対して世田谷区保育士等キャリアアップ補助金補助事業遂行命令通知書（第9号様式）により補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に従って当該補助事業を遂行すべきことを命じるものとする。

2 区長は、補助事業者が前項の規定による命令に違反したときは、当該補助事業者に対して世田谷区保育士等キャリアアップ補助金補助事業停止命令通知書（第10号様式）により当該補助事業の一時停止を命じるものとする。

(実績報告)

第15条 区長は、補助事業が完了したとき（第11条第1項第3号の規定により廃止の承認をしたときを含む。）又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、補助事業者に世田谷区保育士等キャリアアップ補助金実績報告書（第11号様式。以下「実績報告書」という。）を区長が指定する期日までに提出させなければならない。

2 区長は、実績報告書の提出があったときは、当該実績報告書を審査し、必要があると認めるときは、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合するものであるかを調査しなければならない。

(是正のための処置)

第16条 区長は、前条第2項の規定による審査又は調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対して世田谷区保育士等キャリアアップ補助金是正命令通知書（第12号様式）により当該補助事業につき補助金の交付の決定内容又はこれに付けた条件に適合させるための処置をとるべきことを命じるものとする。

(交付決定の取消し等)

第17条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の一部

又は全部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金を当該補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 実績報告書により報告された補助事業の成果又は補助事業の事業費の実績額が著しく第7条の規定による交付申請の内容を下回るとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付けた条件又は法令に違反したとき。

2 前項各号に掲げるもののほか、区長は、補助金の交付が暴力団の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるときは、補助金の交付の決定の全部を取り消さなければならない。

3 区長は、事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の一部若しくは全部を取り消し、又は当該決定の内容若しくはこれに付けた条件を変更することができるものとする。ただし、既に終了した補助事業に係るものについては、この限りでない。

4 区長は、前3項の規定による取消しをしたときは、その内容を世田谷区保育士等キャリアアップ補助金交付決定取消通知書（第13号様式。次条において「取消通知書」という。）により当該補助事業者速やかに通知しなければならない。

（補助金の返還）

第18条 区長は、前条の規定による取消しをした場合において、補助事業の当該取消しに係る部分について既に補助金を交付しているときは、補助事業者に対して取消通知書により期限を定めてその返還を命じなければならない。

2 前項の規定は、区長が第11条の規定による補助事業の廃止の承認をした場合に準用する。

（違約加算金及び延滞金）

第19条 区長は、前条の規定により補助金の返還を命じたとき（第17条第1項第3号の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において補助金の返還を命じたときを除く。）は、補助事業者はその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

2 区長は、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。
(違約加算金の計算)

第20条 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前条第1項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

2 前条第1項の規定により区長が違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第21条 第19条第2項の規定により区長が延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

(補助金の一時停止)

第22条 区長は、この要綱又はこの要綱以外の要綱等に基づき交付されている補助金等の返還を命じられた補助事業者が、当該補助金等、違約加算金又は延滞金の一部又は全部を納付しない場合において、この要綱に基づき交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができる。

(書類の保存)

第23条 区長は、補助金交付台帳を作成し、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

2 区長は、補助事業者に係る収支の状況を会計帳簿によって明らかにさせておくとともに、当該会計帳簿及び補助事業に係る収支に関する書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存させなければならない。

(委任)

第24条 この要綱の施行について必要な事項は、保育部長が別に定める。

附 則

(施行日)

第1条 この要綱は、平成27年10月5日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

(社会福祉法人を補助事業者とする場合の読替え)

第2条 社会福祉法人を補助事業者とする場合にあっては、次の表の左欄に掲げる規定のうち、同表中に掲げる字句は、それぞれ当該右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第7条	世田谷区保育士等キャリアアップ補助金交付申請書（第1号様式。次条において「申請書」という。）	世田谷区保育士等キャリアアップ補助金交付申請書（第1号様式）及び条例第3条各号に掲げる書類を添付した規則に規定する補助金交付・貸付金貸付申請書（第1号様式）（次条においてこれらを「申請書」という。）
第8条	世田谷区保育士等キャリアアップ補助金交付決定通知書（第2号様式）	世田谷区保育士等キャリアアップ補助金交付決定通知書（第2号様式）及び規則に規定する補助金交付・貸付金貸付可否決定通知書（第3号様式）
	世田谷区保育士等キャリアアップ補助金補助金不交付決定通知書（第3号様式）	世田谷区保育士等キャリアアップ補助金不交付決定通知書（第3号様式）及び規則に規定する補助金交付・貸付金貸付可否決定通知書（第3号様式）
第14条第1項	世田谷区保育士等キャリアアップ補助金補助事業遂行命令通知書（第9号様式）	世田谷区保育士等キャリアアップ補助金補助事業遂行命令通知書（第9号様式）及び規則に規定する助成事業遂行命令通知書（別記第5号様式）
第14条第2項	世田谷区保育士等キャリアアップ補助金補助事業停止命令通知書（第10号様式）	世田谷区保育士等キャリアアップ補助金補助事業業務停止命令通知書（第10号様式）及び規則に規定する助成事業停止命令通知書（別記第6号様式）
第15条第1項	世田谷区保育士等キャリアアップ補助金補助事業実績報告書（第11号様式。以下「実績報告書」という。）	世田谷区保育士等キャリアアップ補助金補助事業実績報告書（第11号様式。）及び規則に規定する補助事業実績報告書（別記第7号様式）（以下これらを「実績報告書」という。）

第17条第4項	世田谷区保育士等キャリアアップ補助金交付決定取消通知書（第13号様式。次条において「取消通知書」という。）	世田谷区保育士等キャリアアップ補助金交付決定取消通知書（第13号様式）及び規則に規定する助成決定通知書（別記第8号様式）（次条においてこれを「取消通知書」という。）
---------	---	--

（経過措置）

第3条 平成27年度及び平成28年度に補助の対象となる認証保育所は、別表第1の2の項(1)イに掲げる要件を満たしているものとみなす。

2 平成29年度に補助の対象となる認証保育所は、別表第1の2の項(1)イ中「補助対象となる年度」を「補助対象となる年度までに」と読み替えるものとする。

附 則（平成28年5月16日28世保認調第197号）

この要綱は、平成28年5月16日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年2月27日28世保認調第1252号）

この要綱は、平成29年2月27日から施行し、平成29年1月1日から適用する。

附 則（平成29年9月15日29世保認調第458号）

この要綱は、平成29年10月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年2月26日29世保認調第1197号）

この要綱は、平成30年2月26日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年3月30日29世保認調第1436号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月28日31世保認調第310号）

この要綱は、令和元年6月28日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和2年3月27日31世保認調第1467号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日2世保認調第1906号）

この要綱は、令和3年3月31日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別表第1（第6条関係）

	補助事業に係る施設又は保育事業	基準額
--	-----------------	-----

1	認可保育園	<p>別表第2において定員区分及び年齢区分の別に定める単価に当該年齢区分に属する各月初日における在籍児童の数を乗じて得た額の合計額（以下この表において「基本額」という。）に次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める値を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 福祉サービス第三者評価（東京都における福祉サービス第三者評価（指針）の改正について（平成24年9月7日付24福保指第638号）に規定する福祉サービス第三者評価をいう。以下同じ。）を3年に1回以上受審し、その結果を公表している場合 1</p> <p>(2) 前号に掲げる場合以外の場合 0.5</p>
2	認証保育所	<p>基本額に次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める値を乗じて得た額</p> <p>(1) 次に掲げる要件を満たす場合 1</p> <p>ア 福祉サービス第三者評価を3年に1回以上受審し、その結果を公表している場合</p> <p>イ 補助対象となる年度に、東京都子育て支援員研修事業実施要綱（平成27年5月29日福保子計第249号）5(2)ア及びイ(イ)のうち「地域保育コース」の「地域型保育」に係る受講の計画を策定し修了させた職員を少なくとも1人以上配置している場合</p> <p>(2) 前号に掲げる要件のいずれか1つを満たす場合 0.5</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合以外の場合 0.25</p>
3	認定こども園	<p>別表第2において定員区分及び年齢区分の別に定める単価に当該年齢区分に属する各月初日における在籍児童（2号及び3号認定の児童に限る。）の数を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる場合に応じ、</p>

		<p>当該各号に定める値を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 福祉サービス第三者評価を3年に1回以上受審し、その結果を公表している場合 1</p> <p>(2) 前号に掲げる場合以外の場合 0.5</p>
4	<p>家庭的保育事業</p> <p>小規模保育事業</p> <p>居宅訪問型保育事業</p>	基本額
5	一時預かり事業（緊急一時預かり）	<p>別表第2において定員区分及び年齢区分の別に定める単価に当該年齢区分に属する各月初日における定員数を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める値を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 福祉サービス第三者評価を3年に1回以上受審し、その結果を公表している場合 1</p> <p>(2) 前号に掲げる場合以外の場合 0.5</p>
6	事業所内保育事業（従業員枠を除く。）	基本額
7	事業所内保育事業（従業員枠に限る。）	基本額に100分の84を乗じて得た額
8	<p>認可保育所</p> <p>認定こども園</p> <p>家庭的保育事業</p> <p>小規模保育事業</p> <p>居宅訪問型保育事業</p> <p>事業所内保育事業</p> <p>認証保育所</p> <p>定期利用保育事業等</p>	<p>基本額に次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める値を乗じて得た額</p> <p>(1) 次に掲げる要件を満たす場合 1</p> <p>ア 別に定めるところにより、モデル賃金等（一定の条件下において標準的に昇格・昇進をしていった場合の賃金推移をモデル化したものをいう。）を作成し、区長に提出するとともに、広く一般に公表している場合（ただし、家庭的保育事業を除く。）</p> <p>イ 別に定めるところにより、補助事業に係る施設</p>

	病児・病後児保育事業	<p>又は保育事業に係る財務情報等を年度ごとに作成し、広く一般に対して公表している場合</p> <p>ウ 補助金の交付額について、保育士等の非常勤職員の賃金改善に要する経費に充て、第15条に定める実績報告書により報告している場合。ただし、非常勤職員がいない場合は、その限りではない。</p> <p>(2) 前号に掲げる以外の場合 0.5</p>
9	病児・病後児保育事業	別表第2において定員数の別に定める単価に定員数を乗じて得た額の合計額

備考

- 1 年度の途中（4月2日から翌年3月31日までの間をいう。）において開設した認可保育園、認定こども園又は認証保育所であって当該年度から補助事業に係る施設となるものにあつては、当該年度の翌々年度までに福祉サービス第三者委員会を受審していなくても1の項第1号又は2の項第1号アに定める要件を満たすものとみなす。
- 2 東京都認証保育所事業実施要綱7(1)に規定する保育従事職員配置基準（以下「保育従事職員配置基準」という。）を常勤有資格者のみを配置することにより満たしている認証保育所又は配置する保育従事職員のうち常勤有資格者以外の職員の全てが子育て支援員研修（東京都子育て支援員研修事業実施要綱の規定に基づく子育て支援員研修をいう。）を修了した者であることにより満たしている認証保育所にあつては、2の項第1号イに定める要件を満たすものとみなす。
- 3 この表において「2号及び3号認定の児童」とは、子ども・子育て支援法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当すると認められた支給認定子どもをいう。
- 4 定期利用保育事業を行う施設において実施する補助事業の補助金に係る基本額の算定において、各月初日の在籍児童数は、各月初日の登録児童の数又は一日当たりの定員の数のうちいずれか少ない数とする。
- 5 一時預かり事業（緊急一時預かり）を行う施設において実施する補助事業の補助金に係る補助基準額の算定において、一時預かり事業（緊急一時預かり）に係る定員を定めていない場合にあつては、各月初日の登録児童の数と一時預かり事業の利用定員の数のうち少ない方の数を一時預かり事業（緊急一時預かり）の定員数とする。

別表第2 (別表第1 関係) 保育士等キャリアアップ補助金 単価表 (児童1人あたり月額)

1 認可保育所

定員区分	認定区分	年齢区分	単価 (円)
20人	2号	4歳以上児	12,880
		3歳児	13,860
	3号	1、2歳児	21,280
		乳児	31,920
21人から30人まで	2号	4歳以上児	9,380
		3歳児	10,360
	3号	1、2歳児	17,780
		乳児	28,420
31人から40人まで	2号	4歳以上児	7,700
		3歳児	8,680
	3号	1、2歳児	16,100
		乳児	26,740
41人から50人まで	2号	4歳以上児	7,420
		3歳児	8,400
	3号	1、2歳児	15,820
		乳児	26,460
51人から60人まで	2号	4歳以上児	6,440
		3歳児	7,420
	3号	1、2歳児	14,840
		乳児	25,480
61人から70人まで	2号	4歳以上児	5,880
		3歳児	6,860
	3号	1、2歳児	14,280
		乳児	24,920
71人から80人まで	2号	4歳以上児	5,460
		3歳児	6,440

	3号	1、2歳児	13,860
		乳児	24,500
81人から90人まで	2号	4歳以上児	5,040
		3歳児	6,020
	3号	1、2歳児	13,440
		乳児	24,080
91人から100人まで	2号	4歳以上児	4,200
		3歳児	5,180
	3号	1、2歳児	12,600
		乳児	23,240
101人から110人まで	2号	4歳以上児	4,060
		3歳児	5,040
	3号	1、2歳児	12,460
		乳児	23,100
111人から120人まで	2号	4歳以上児	3,920
		3歳児	4,900
	3号	1、2歳児	12,320
		乳児	22,960
121人から130人まで	2号	4歳以上児	3,780
		3歳児	4,760
	3号	1、2歳児	12,180
		乳児	22,820
131人から140人まで	2号	4歳以上児	3,640
		3歳児	4,620
	3号	1、2歳児	12,040
		乳児	22,680
141人から150人まで	2号	4歳以上児	3,500
		3歳児	4,480
	3号	1、2歳児	11,900

		乳児	22,540
151人から160人まで	2号	4歳以上児	3,500
		3歳児	4,480
	3号	1、2歳児	11,900
		乳児	22,540
161人から170人まで	2号	4歳以上児	3,500
		3歳児	4,480
	3号	1、2歳児	11,900
		乳児	22,540
171人以上	2号	4歳以上児	3,360
		3歳児	4,340
	3号	1、2歳児	11,760
		乳児	22,400

2 認証保育所

定員区分	年齢区分	単価（円）
20人まで	4歳以上児	12,880
	3歳児	13,860
	1、2歳児	21,280
	乳児	31,920
21人から30人まで	4歳以上児	9,380
	3歳児	10,360
	1、2歳児	17,780
	乳児	28,420
31人から40人まで	4歳以上児	7,700
	3歳児	8,680
	1、2歳児	16,100
	乳児	26,740
41人から50人まで	4歳以上児	7,420
	3歳児	8,400

	1、2歳児	15,820
	乳児	26,460
51人から60人まで	4歳以上児	6,440
	3歳児	7,420
	1、2歳児	14,840
	乳児	25,480
61人から70人まで	4歳以上児	5,880
	3歳児	6,860
	1、2歳児	14,280
	乳児	24,920
71人から80人まで	4歳以上児	5,460
	3歳児	6,440
	1、2歳児	13,860
	乳児	24,500
81人から90人まで	4歳以上児	5,040
	3歳児	6,020
	1、2歳児	13,440
	乳児	24,080
91人から100人まで	4歳以上児	4,200
	3歳児	5,180
	1、2歳児	12,600
	乳児	23,240
101人から110人まで	4歳以上児	4,060
	3歳児	5,040
	1、2歳児	12,460
	乳児	23,100
111人から120人まで	4歳以上児	3,920
	3歳児	4,900
	1、2歳児	12,320

	乳児	22,960
--	----	--------

3 認定こども園

定員区分	認定区分	年齢区分	単価（円）
10人まで	2号	4歳以上児	32,760
		3歳児	33,740
	3号	1、2歳児	41,160
		乳児	51,800
11人から20人まで	2号	4歳以上児	17,500
		3歳児	18,480
	3号	1、2歳児	25,900
		乳児	36,540
21人から30人まで	2号	4歳以上児	12,460
		3歳児	13,440
	3号	1、2歳児	20,860
		乳児	31,500
31人から40人まで	2号	4歳以上児	9,940
		3歳児	10,920
	3号	1、2歳児	18,340
		乳児	28,980
41人から50人まで	2号	4歳以上児	9,240
		3歳児	10,220
	3号	1、2歳児	17,640
		乳児	28,280
51人から60人まで	2号	4歳以上児	8,120
		3歳児	9,100
	3号	1、2歳児	16,520
		乳児	27,160
61人から70人まで	2号	4歳以上児	7,140
		3歳児	8,120

	3号	1、2歳児	15,540
		乳児	26,180
71人から80人まで	2号	4歳以上児	6,580
		3歳児	7,560
	3号	1、2歳児	14,980
		乳児	25,620
81人から90人まで	2号	4歳以上児	6,020
		3歳児	7,000
	3号	1、2歳児	14,420
		乳児	25,060
91人から100人まで	2号	4歳以上児	5,180
		3歳児	6,160
	3号	1、2歳児	13,580
		乳児	24,220
101人から110人まで	2号	4歳以上児	4,900
		3歳児	5,880
	3号	1、2歳児	13,300
		乳児	23,940
111人から120人まで	2号	4歳以上児	4,620
		3歳児	5,600
	3号	1、2歳児	13,020
		乳児	23,660
121人から130人まで	2号	4歳以上児	4,480
		3歳児	5,460
	3号	1、2歳児	12,880
		乳児	23,520
131人から140人まで	2号	4歳以上児	4,340
		3歳児	5,320
	3号	1、2歳児	12,740

		乳児	23,380
141人から150人まで	2号	4歳以上児	4,200
		3歳児	5,180
	3号	1、2歳児	12,600
		乳児	23,240
151人から160人まで	2号	4歳以上児	4,200
		3歳児	5,180
	3号	1、2歳児	12,600
		乳児	23,240
161人から170人まで	2号	4歳以上児	4,060
		3歳児	5,040
	3号	1、2歳児	12,460
		乳児	23,100
171人以上	2号	4歳以上児	3,920
		3歳児	4,900
	3号	1、2歳児	12,320
		乳児	22,960

4 家庭的保育事業

年齢区分	単価（円）
特例給付対象児	22,680
乳児、1、2歳児	22,680

5の1(1) 小規模保育事業（A型）

定員区分	年齢区分	単価（円）
6人から12人まで	特例給付対象児	22,120
	1、2歳児	22,120
	乳児	32,620
13人から19人まで	特例給付対象児	17,780
	1、2歳児	17,780
	乳児	28,280

5の1(2) 小規模保育事業 (B型)

定員区分	年齢区分	単価 (円)
6人から12人まで	特例給付対象児	18,620
	1、2歳児	18,620
	乳児	26,880
13人から19人まで	特例給付対象児	14,840
	1、2歳児	14,840
	乳児	23,100

5の1(3) 小規模保育事業 (C型)

定員区分	年齢区分	単価 (円)
6人から10人まで	特例給付対象児	20,580
	乳児、1、2歳児	20,580
11人から15人まで	特例給付対象児	19,180
	乳児、1、2歳児	19,180

5の2 居宅訪問型保育事業

年齢区分	単価 (円)
特例給付対象児	67,340
乳児、1、2歳児	67,340

5の3 定期利用保育事業等

定員区分	年齢区分	単価 (円)
20人まで	4歳以上児	9,380
	3歳児	10,360
	1、2歳児	17,780
	乳児	28,420
21人から30人まで	4歳以上児	7,000
	3歳児	7,980
	1、2歳児	15,400
	乳児	26,040
31人から40人まで	4歳以上児	5,880

	3歳児	6,860
	1、2歳児	14,280
	乳児	24,920
41人から50人まで	4歳以上児	6,020
	3歳児	7,000
	1、2歳児	14,420
	乳児	25,060

6(1) 事業所内保育事業

(小規模保育事業A型基準適用)

定員区分	年齢区分	単価(円)
5人まで	特例給付対象児	38,220
	1、2歳児	38,220
	乳児	48,720
6人から12人まで	特例給付対象児	22,120
	1、2歳児	22,120
	乳児	32,620
13人から19人まで	特例給付対象児	17,780
	1、2歳児	17,780
	乳児	28,280

6(2) 事業所内保育事業

(小規模保育事業B型基準適用)

定員区分	年齢区分	単価(円)
5人まで	特例給付対象児	32,900
	1、2歳児	32,900
	乳児	41,160
6人から12人まで	特例給付対象児	18,620
	1、2歳児	18,620
	乳児	26,880
13人から19人まで	特例給付対象児	14,840

	1、2歳児	14,840
	乳児	23,100

6(3) 事業所内保育事業

(定員20人以上)

定員区分	年齢区分	単価(円)
20人から30人まで	特例給付対象児	17,780
	1、2歳児	17,780
	乳児	28,420
31人から40人まで	特例給付対象児	16,100
	1、2歳児	16,100
	乳児	26,740
41人から50人まで	特例給付対象児	15,820
	1、2歳児	15,820
	乳児	26,460
51人から60人まで	特例給付対象児	14,840
	1、2歳児	14,840
	乳児	25,480
61人から	特例給付対象児	14,280
	1、2歳児	14,280
	乳児	24,920

7 病児・病後児保育事業

定員数	単価(円)
2人	42,100
3人	28,100
4人	21,000
5人	24,700
6人	20,600
7人	17,600
8人	20,300

9人	18,100
10人以上	16,300

- 1 「年齢区分」は、年度の初日の前日における満年齢によるものとする。
- 2 子ども・子育て支援法第28条第1項第1号に掲げる場合に該当することにより特例施設型給付費の支給の対象となる児童及び同法第30条第1項第1号に掲げる場合に該当することにより特例地域型保育給付費の支給の対象となる児童については、当該児童が受けた支給認定の認定区分に応じて区分する。
- 3 この表において「特例給付対象児」とは、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条第1項第3号の規定により特例地域型保育給付費の支給対象となる児童をいう。

別表第3（第9条関係）

補助事業に係る施設又は保育事業	条件
認可保育所	1 補助事業により増額する賃金以外の手当、賞与その他これらに類するものを減額しないこと。ただし、業績に応じてその額を定める手当、賞与その他これらに類するものを業績に応じて定める場合は、この限りでない。
認定こども園	2 補助事業に係る施設に勤務し、又は補助事業に係る保育事業に従事する保育士等（以下この表において「保育士等」という。）について、その職位、職責、職務内容等に応じた労働条件を定めること。
家庭的保育事業	3 保育士等について、その職位、職責、職務内容等に応じた賃金（臨時に支払うものを除く。）の体系を定めること。
小規模保育事業	4 第2項の労働条件及び前項の賃金体系を就業規則において成文化し、全ての保育士等に周知すること。
居宅訪問型保育事業	5 保育士等の職位、職責、職務内容等を踏まえ、保育士等との意見交換を経て、保育士等の資質向上の目標及び次に掲げる次項に関する具体的な計画を策定し、並びに当該計画に係る研修を実施し、又はその機会を確保すること。
事業所内保育事業	(1) 資質向上のための計画に沿って、研修の機会を提供

認証保育所	し、又は技術指導等を行うとともに、保育士等の能力評価を行うこと。 (2) 幼稚園教諭免許、保育士等資格その他の資格を取得しようとする者に対し、勤務日調整、休暇付与、受講料等の助成その他の支援を行うこと。
定期利用保育事業等 病児・病後児保育事業	6 前項の計画及び研修を全ての保育士等に周知すること。
認可保育所 認定こども園 家庭的保育事業 小規模保育事業 居宅訪問型保育事業 事業所内保育事業	施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱについて（令和2年7月30日府子本第761号・2文科初第643号・子発0730第2号内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づき、キャリアパス要件届出書（別表3第1号様式）を区長が別に定める時期までに提出すること又は処遇改善加算Ⅱを受けていること。
認証保育所 定期利用保育事業等 病児・病後児保育事業	キャリアパス要件届出書を世田谷区保育士等キャリアアップ補助金交付申請書に添付して提出すること。ただし、当該認証保育所又は定期利用保育事業に係るキャリアパス要件届出書が過年度に提出されている場合において、その内容に変更がないときは、キャリアパス要件届出書の添付を省略することができる。
認可保育所 認定こども園 認証保育所 定期利用保育等	福祉サービス第三者評価を受審し、その結果を公表すること。
認可保育所 認定こども園 家庭的保育事業 小規模保育事業 居宅訪問型保育事業	別に定めるところにより、補助事業に係る施設又は保育事業に係る財務情報等を年度ごとに作成し、区長に提出するとともに、利用者、当該施設に勤務し、当該保育事業に従事する全ての保育士等に対し、分かりやすい方法により公表すること。

事業所内保育事業

認証保育所

定期利用保育事業等

病児・病後児保育事業